

衆議院議員総選挙について



10月10日衆議院の解散に伴い、10月28日に公示、11月9日(日)に総選挙が行われます。

近年、若いひとたちの政治への無関心、政党や政治家への信頼感の希薄化などにより投票率が低下しています。選挙権はわたしたち固有の権利です。わたしたちの生活、そして国を変えるのはわたしたち自身です。その大切な権利を放棄することなく、わたしたちの意見や要望を国政に反映させましょう。

選挙の種類

投票は、衆議院議員総選挙が2票、最高裁判所裁判官国民審査が1票の計3票です。

○衆議院議員総選挙

・衆議院小選挙区選出

議員選挙(山梨県第2区)

選挙区

都留市、富士吉田市、大月市、東・西八代郡、南・北都留郡

投票方法

候補者1名の氏名を書きます。

・衆議院比例代表選出

議員選挙(南関東選挙区)

選挙区

山梨県、神奈川県、千葉県

投票方法

届け出されている政党などの名称を書きます。

○最高裁判所裁判官国民審査

審査方法

やめさせたほうがよい(ひめん)と思う裁判官がいる場合だけ、

その裁判官の氏名の上の欄にXを書きます。やめさせなくてもよい(信任)と思う裁判官には、何も書かないでください。

この選挙で投票できる方

日本国民で20歳以上の方(昭和58年11月10日以前に出生した方)

都留市で投票できる方

○平成15年7月27日以前から引き続き都留市に住民登録されている方

○平成15年7月28日以降に都留市から転出された方

○平成15年7月9日から7月27日の間に都留市から転出し、転出先で選挙人名簿に登録されない方

○平成15年7月28日以降に都留市で投票できない方

○平成15年7月28日以降に都留市に転入された方(転入前の市区町村で投票)

○平成15年7月8日以前に都留市から転出された方(転出先の市区町村で投票)

○平成15年7月9日から7月27日の間に都留市から転出し、転出先で選挙人名簿に登録された方(転出先の市区町村で投票)

○平成15年7月9日から7月27日の間に都留市から転出し、転出先で選挙人名簿に登録された方(転出先の市区町村で投票)

○平成15年7月9日から7月27日の間に都留市から転出し、転出先で選挙人名簿に登録された方(転出先の市区町村で投票)

○平成15年7月9日から7月27日の間に都留市から転出し、転出先で選挙人名簿に登録された方(転出先の市区町村で投票)

○平成15年7月9日から7月27日の間に都留市から転出し、転出先で選挙人名簿に登録された方(転出先の市区町村で投票)

○平成15年7月9日から7月27日の間に都留市から転出し、転出先で選挙人名簿に登録された方(転出先の市区町村で投票)

【注意】

転出を繰り返すと選挙人名簿に登録されず、投票できない場合がありますのでご注意ください。

不在者投票

投票日当日に、仕事やその他の理由で投票所に行つて投票できない方は、投票日前に不在者投票をすることができます。

○期間

10月28日(火)～11月8日(土)ただし、最高裁判所裁判官国民審査は11月2日(日)～8日(土)となります。

○時間

毎日午前8時30分～午後8時

○場所

市役所1階ロビー
○その他不在者投票のできる場所
・旅行や滞在先など最寄の市区町村選挙管理委員会(方法については、事前に選挙管理委員会にお問い合わせください。)

・指定を受けた施設や病院(入所または入院されている場合に限ります。)

投票所は市内18箇所

後日お届けする投票所入場券の表面に投票所が記されています。

投票所入場券は10月30日ごろ、郵便で届きます。



※各投票所の略図は次のとおりです。

